百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、改正規則施行日の前日から引き続き当該下位となった官署に勤務している職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2　特例級別区分が四級地又は三級地である官署（改正規則施行日における級別区分が三級地に該当することとなつた官署を除く。）に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当（改正規則施行日における級別区分が二級地に該当することとなつた特例官署に在勤する職員にあつては、冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、第四条第二項及び第四項、第五条第三項並びに第六条の四（第四項を除く。）の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日（当該特例官署に在勤する職員にあつては、平成二十五年十月三十一日）までの間（その期間内にその官署が級別区分の異なる特地官署に該当することとなつた場合（級別区分が二級地である官署が一級地に該当することとなつた場合及び一級地である官署が二級地に該当することとなつた場合を除く。）又は特地官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正規則施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあつては当該職員が改正規則施行日にその官署に異動したものとした場合における第四条第二項若しくは第四項又は第六条の四（第四項を除く。）の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、第十二条第四項の準ずる手当特例基礎額に百分の一（改正規則施行日前に相当異動等の日から起算して四年に達した場合及び改正規則施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に相当異動等の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

第十五条　林野庁の官署のうち、平成二十六年三月三十一日までの間、準特地官署として人事院が指定する官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第四条第二項及び第四項、第五条第三項並びに第六条の四（第四項を除く。）の規定にかかわらず、改正規則施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあつては第十二条第四項の準ずる手当特例基礎額に百分の四（改正規則施行日前に相当異動等の日から起算して五年に達した場合及び改正規則施行日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に相当異動等の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

第十六条　林野庁の官署のうち、改正規則施行日に第四条第五項第二号に掲げる官署に該当することとなつた官署に在勤する職員の給与法第十四条第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、第四条第二項及び第四項、第五条第三項並びに第六条の四（第四項を除く。）の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間（その期間内に当該官署が第四条第五項第二号に掲げる官署に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日の前日までの間）、改正規則施行日の前日から引き続き当該官署に在勤している職員にあつては第十二条第四項の準ずる手当特例基礎額に百分の四（改正規則施行日から平成二十五年十月三十一日までの期間内に相当異動等の日から起算して五年に達した場合及び改正規則施行日から平成二十五年十月三十一日までの間内に相当異動等の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

2　前項の規定の適用を受ける職員については、改正規則施行日から平成二十五年十月三十一日までの間は、第四条第五項及び第五条第四項の規定は、適用しない。

第十七条　給与法第十一条の八の規定により広域異動手当（その支給割合が百分の一を超えるものに限る。）を支給される職員に対する第十二条第四項、第十三条第三項、第十四条第二項、第十五条及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給与法第十四条第一項又は第二項」とあるのは「給与法第十四条」と、「並びに第六条の四」とあるのは「、第六条並びに第六条の四」と、「又は第六条の四」とあるのは「、第六条又は第六条の四」と、第十二条第四項第二号イ、第十五条及び前条第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二」から当該職員の給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の支給割合が第六条各号に掲げる支給割合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合を減じた割合」とする。

第十八条　第十二条第二項、第十三条第一項及び第三項並びに第十四条第一項及び第二項の特例級別区分は、第十二条第一項の規定に基づき特地官署とされた官署又は林野庁の官署のうち改正規則施行日に新たに特地官署に該当することとなつた官署の所在地等を考慮して人事院の定める級別区分とする。

2　前項の特例級別区分に係る支給割合については、特例級別区分を第二条第一項に規定する級別区分として同項の規定を適用した場合の支給割合とする。

別表の一の表及び別表の二の表を次のように改める。

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	奥尻郡奥尻町字奥尻四四四	檜山森林管理署奥尻森林事務所	三級地
	中川郡中川町字安川三一の四	上川北部森林管理署佐久森林事務所	
	中川郡中川町字安川三一の四	上川北部森林管理署共和森林事務所	
	礼文郡礼文町香深村字ヘウケトンナイ	宗谷森林管理署礼文森林事務所	
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署振内森林事務所	
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署幌尻森林事務所	
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署貫気別森林事務所	
	目梨郡羅臼町船見町一三六	根釧東部森林管理署羅臼森林事務所	
	目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	羅臼自然保護官事務所	
	釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一	阿寒湖自然保護官事務所	二級地
	石狩市浜益区柏木二〇四	石狩森林管理署浜益森林事務所	
	島牧郡島牧村字泊八三の二二	後志森林管理署永豊森林事務所	
	上川郡上川町字層雲峡	旭川開発建設部旭川河川事務所大雪ダム管理支所	
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署占冠森林事務所	
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署双珠別森林事務所	
	利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九五の一	宗谷森林管理署利尻森林事務所	
	勇払郡むかわ町穂別八三の一	胆振東部森林管理署穂別森林事務所	
	勇払郡むかわ町穂別八三の一	胆振東部森林管理署稲里森林事務所	
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署	
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日高森林事務所	
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日勝森林事務所	